

(法第10条第1項第2号イ)

役員名簿

(平成 年 月 日現在)

・役員変更等届書に添付するときは、提出日を記入してください。
・設立認証申請に添付するときは、必要ありませんので削除してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	西之表 太郎	西之表市〇〇 〇〇〇〇番地	有
理事	無
理事	無
理事	無
理事	無
監事	無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできますが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）